**毒物劇物とＧＨＳ**

平成28年 9月28日

平成23年 4月15日

改訂

発行

|  |
| --- |
| GHSとは 「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）のことです。化学品の危険有害性に関して世界共通の分類と表示を行い、正確な情報伝達を実現し、人の健康、安全を確保し、環境を保護することを目的とする国連勧告です。日本では、労働安全衛生法で指定された物質は、記載すべき表示事項及び通知すべきSDS (MSDS)の記載項目が規定されています。同法で指定され、かつ毒物劇物である物質については、毒物及び劇物取締法の表示・SDS (MSDS)規定以外にもこの規定が適用されます。※ 指定対象外の毒物劇物にも、同様の記載をすることを推奨し、当資料を作成しました。 |

１　表示ラベル

GHSに対応するためには、①名称、成分、②絵表示、③注意喚起語（「危険」又は「警告」の

文字）、④危険有害性情報、⑤貯蔵又は取扱上の注意、⑥表示をする者の氏名、住所、電話番号を記載しなければなりません。毒物劇物は、さらに毒物及び劇物取締法により「医薬用外」及び

「毒物」又は「劇物」の文字（色の規定あり）並びに成分の含量の記載も求められます。

＜表示例＞　　GHS対応表示事項①～⑥＋その他の毒劇法表示事項

　　 　 　劇物の場合「医薬用外劇物」の文字

**酢酸エチル**

**医薬用外劇物**

　　　（毒劇法第12条第1項）

酢酸エチル99% 180kg

①名称、成分

含量（毒劇法第12条第2項）

CAS No .141-78-6 UN No.1173

内容量（指導事項）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ②絵表示

**危険有害性情報**

・引火性の高い液体及び蒸気

・眼刺激

・呼吸器系の障害

・眠気及びめまいのおそれ

危　険

③注意喚起語

　④危険有害性情報

**注意書き**【安全対策・救急処置・保管上の注意】

・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。

・防爆型の電気機器等を使用し、火花等による引火を防止すること。

・保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

・取扱い後はよく手を洗うこと。

・皮膚（又は毛髪）に付着した場合、直ちにすべての汚染した衣を

脱ぎ、取り除くこと。また、多量の水と石鹸で洗うこと。

・ばく露又はその懸念がある場合、目の刺激が持続する場合、気分

が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

・容器を密閉して、涼しく換気の良い所で施錠して保管すること。

**注意書き**【安全対策・救急処置・保管上の注意】

・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。

・防爆型の電気機器等を使用し、火花等による引火を防止すること。

・保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

・取扱い後はよく手を洗うこと。

・皮膚（又は毛髪）に付着した場合、直ちにすべての汚染した衣を

脱ぎ、取り除くこと。また、多量の水と石鹸で洗うこと。

・ばく露又はその懸念がある場合、目の刺激が持続する場合、気分

が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

・容器を密閉して、涼しく換気の良い所で施錠して保管すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤貯蔵又は取扱上の注意

 (厚生労働省令で定める毒物劇物

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 については、定められた解毒剤

 の名称（毒劇法第12条第2項））

の名称（毒劇法第12条第2項））

都庁株式会社

東京都新宿区西新宿２－８－１

　⑥表示者の氏名、住所、電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（製造又は輸入業者の氏名、住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（毒劇法第12条第2項）

TEL:03-5321-〇〇〇〇

TEL:03-5321-〇〇〇〇

 注：この表示ラベルは、例として作成されたものであり、注意書き等は確定的なものではありません。

２　ＳＤＳ（ＭＳＤＳ）

　GHSに対応するSDS (MSDS)には、次の項目が含まれます。もちろん、毒物及び劇物取締法で規定する項目も必要です。

GHSで求められる項目

毒物及び劇物取締法で求められる項目

１　会社情報

**２　危険有害性の要約（絵表示を含む）**

３　製品名、組成、成分情報

４　応急措置

５　火災時の措置

６　漏出時の措置

７　取扱い及び保管上の注意

８　暴露防止及び保護措置

９　物理的及び化学的性質

１０　安定性及び反応性

**１１**　**有害性情報**

**１２**　**環境影響情報**

１３　廃棄上の注意

１４　輸送上の注意

**１５　適用法令**

**１６　その他の情報**

１　情報を提供する毒物劇物営業者の氏名・住所

２　**毒物又は劇物の別**

３　名称並びに成分及びその含量

４　応急措置

５　火災時の措置

６　漏出時の措置

７　取扱い及び保管上の注意

８　暴露の防止及び保護のための措置

９　物理的及び化学的性質

１０　安定性及び反応性

**１１　毒性に関する情報**

１２　廃棄上の注意

１３　輸送上の注意

３　危険有害性を表す絵表示について

危険有害性を表す絵表示は以下のとおりであり、該当するものを付すことにより使用者に

注意喚起し、人への健康被害を防止しましょう。

（菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色が用いられます。危険有害性の種類、区分により使用される絵表示が異なるので、詳細は下記４(3)に記載の　GHS文書を参照のこと。）

以下の4種は、物理化学的危険性

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 絵表示 | 爆弾の爆発 | 炎 | 円上の炎 | ガスボンベ |
| 概要 | 火薬類自己反応性化学品有機過酸化物 | 可燃性・引火性ガス、可燃性・引火性エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物  | 支燃性・酸化性ガス酸化性液体酸化性固体 | 高圧ガス |

以下の左４種は主に健康に対する有害性、右1種は環境に対する有害性

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 絵表示 | どくろ | 感嘆符 | 腐食性 | 健康有害性 | 環境 |
| 概要 | 急性毒性（区分1-3） | 急性毒性（区分4） 皮膚腐食性・刺激性（区分2）眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分2A）皮膚感作性特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分3） | 皮膚腐食性・刺激性(区分1A-C）眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分1）金属腐食性物質（物理化学的危険性） | 呼吸器感作性生殖細胞変異原性、発がん性生殖毒性特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分1－2）特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）、吸引性呼吸器有害性 | 水性環境有害性 |

（参考）上記「概要」中の急性毒性（経口）に関する区分について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|   | 区分 1 | 区分 2 | 区分 3 | 区分 4 | 区分 5 |
| LD50 (mg/kg)（判定基準） | 5以下 | 50以下 | 300以下 | 2,000以下 | 5,000以下 |
| 絵表示 | http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds_label/image/skull.gif | http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds_label/image/skull.gif | http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds_label/image/skull.gif | http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds_label/image/exclam.gif | なし |
| 注意喚起語 | 危険 | 危険 | 危険 | 警告 | 警告 |
| 危険有害性情報 | 飲み込むと　生命に危険 | 飲み込むと　生命に危険 | 飲み込むと有毒 | 飲み込むと有害 | 飲み込むと有害のおそれ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 有害性　大 | http://www.jaish.gr.jp/kagaku/image/ghs_image/ya.gif | 有害性　小 |

毒性の程度は、半数致死量（経口の場合はLD50：50％致死量を表し、投与された動物のうち50％が

死亡する動物の体重あたりの投与量）で評価されます。

４　表示ラベル・ＳＤＳ（ＭＳＤＳ）作成について

1. **各化学物質ごとに記載すべき「危険有害性の要約」（GHS分類区分、注意喚起語、　　　危険有害性情報及び絵表示）を確認する方法**

　Webサイト　　http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html

製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ<http://www.nite.go.jp/>　上部掲載の

「化学物質管理分野」の「GHS関連情報」中の「分類結果一覧」を開くと、分類実施物質がCAS No順に並べられた「GHS分類物質一覧」が表示され、各物質ごとのGHS分類結果（GHS分類区分、注意喚起語、危険有害性情報及び絵表示）が示されます。

（H28.9.28現在3,636物質）

1. **各化学物質ごとにモデルラベル・モデルSDS (MSDS)を確認する方法**

　　Webサイト　　<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx>

厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

「化学物質」（画面の右側）中の「GHSモデルラベル・SDS情報」を開くと、化学物質名、CAS No等での検索ができます。（H28.9.28現在2,490件）

　**(3)　製剤（混合物）の表示ラベル・SDS（MSDS）**

　　　「成分名」のように、すべての該当する物質について個々に記載するケースと、「物理的・化学的性質」等のように①製剤そのものの試験データがないと記載できないケース②個別成分の情報から計算したり、判断できるケース③特定の成分の含有量が計算結果に優先されるケース等があります。

　　　詳細は、GHS文書（仮訳は厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室のWebサイト

　　「毒物劇物の安全対策」http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html の

　　GHS関連情報に掲載あり）を参照してください。

５　労働安全衛生法で指定されていない毒物劇物について

人への健康被害を防止するため、指定されていない物質にもGHSに基づく危険有害性に関する上記1～３の絵表示等の情報を表示ラベルやSDS (MSDS)に付し、使用者に注意喚起しましょう（上記４により、多数の品目の記載例が調査可能です）。

６　ＧＨＳ関連問い合わせ先

　　厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

 電話　０３－５２５３－１１１１（内線　５５１７、５５１４、５５０９）

ファックス　０３－３５０２－１５９８

|  |
| --- |
| 【資料作成】　〒169-0073　東京都新宿区百人町３－２４－１　本館１階東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課　流通・毒劇物指導担当電話　０３－５９３７－１０２８　ファックス　０３－５９３７－１０４３ |